

## 伊豆の国市区町村の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	46,664人	21,609,815 千円	986,600 千円	3,443,630 千円	15.8%	14.4%

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	367人	1,340,990 千円	191,920 千円	533,410 千円	2,066,320 千円

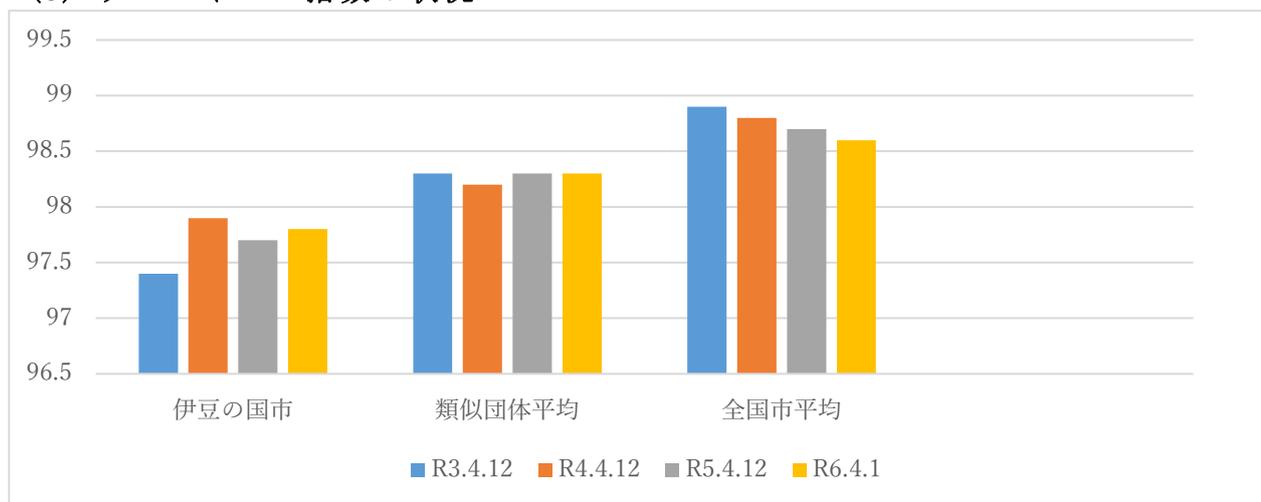
(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体一人当たり 給与費
5,632千円	5,874千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	391,494円	381,506円	9,988円 (2.62%)	2.61%	2.61%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	4.60月	4.50月	0.10月	0.10月	4.60月	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ]     未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、伊豆の国市においても0%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日から4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
伊豆の国 市の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

### ③その他の見直し内容

--

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊豆の国市	42.0歳	316,778円	387,638円	355,072円
静岡県	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	405,378円
類似団体	42.3歳	315,593円	372,997円	342,418円

#### ② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
伊豆の国市	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
静岡県	53.9歳	149人	308,506円	363,394円	339,367円	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	330,553円	—	—	—
類似団体	53.2歳	10人	304,456円	329,329円	316,820円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊豆の国市	—	—	—
	円	円	
	円	円	
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和〇年～〇年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊豆の国市	38.0歳	291,547円	315,171円
静岡県	41.8歳	356,431円	412,158円
類似団体	41.4歳	306,764円	334,561円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		伊豆の国市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	206,225円	196,200円
	高校卒	166,600円	174,130円	166,600円
技能労務職	高校卒	169,000円	172,194円	—
	中学卒	155,300円	158,235円	—
教育職	大学卒	196,200円	—円	—
	高校卒	179,100円	—円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

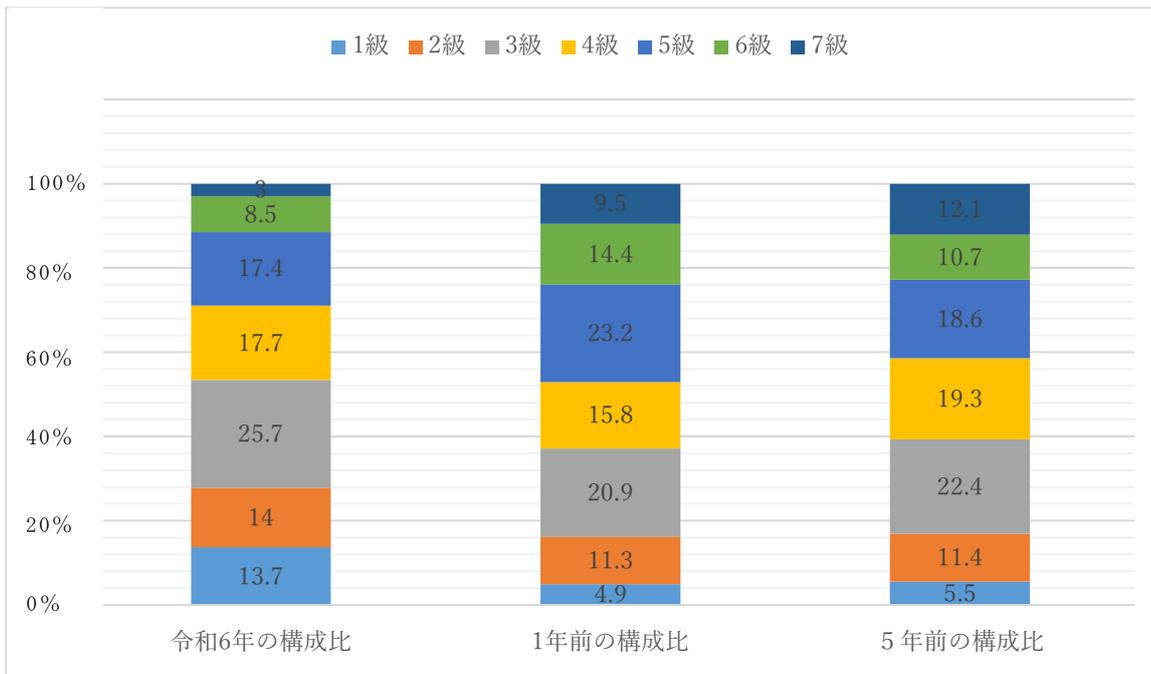
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,380円	348,100円	385,314円	407,025円
	高校卒	—円	—円	329,600円	389,580円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円
教育職	大学卒	—円	—円	—円	—円
	高校卒	—円	—円	—円	—円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

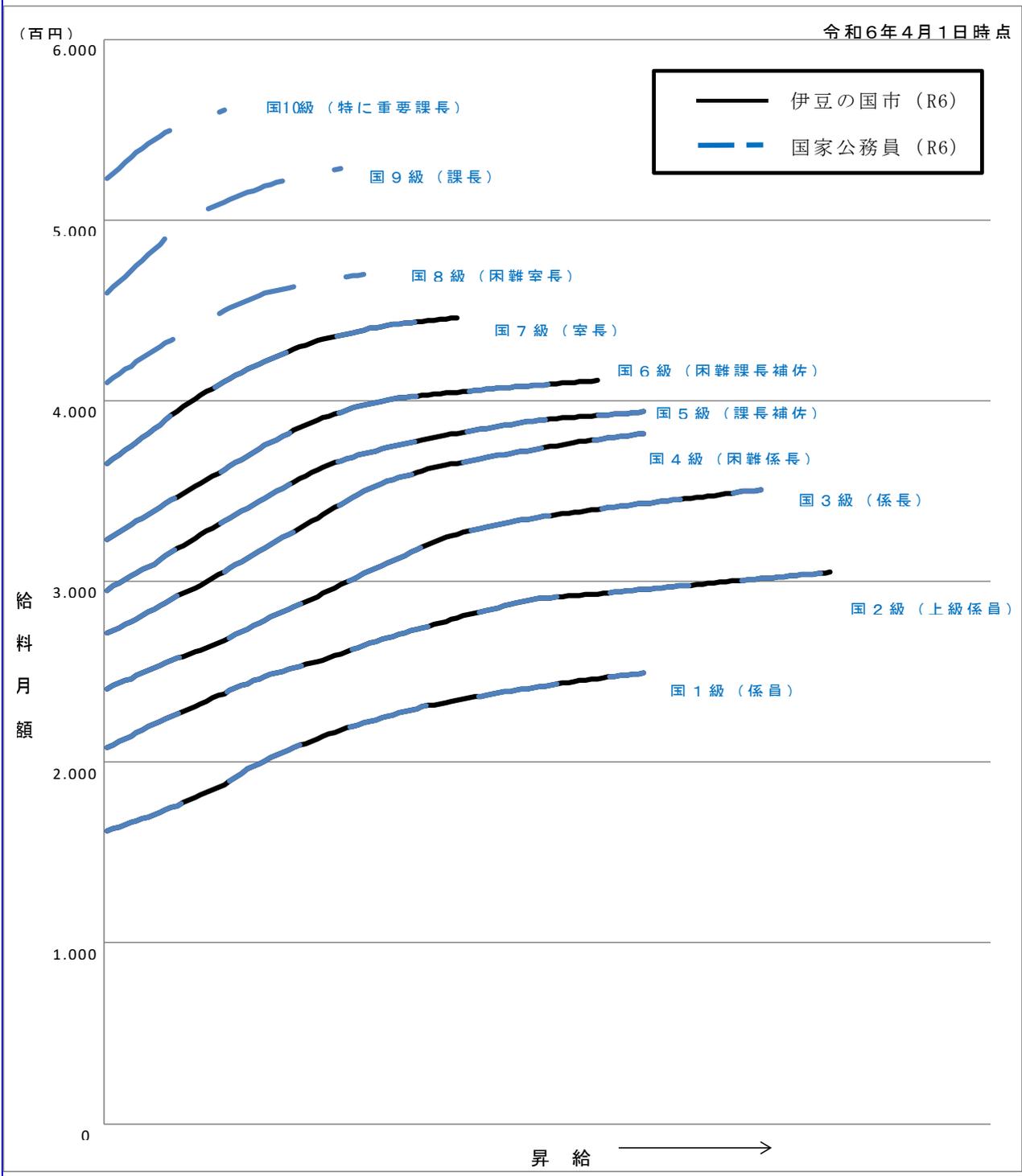
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長、参与ほか	12人	3%	365,500円	446,200円
6 級	課長、参事ほか	34人	8.5%	313,100円	411,300円
5 級	主幹、係長、室長ほか	70人	17.4%	295,400円	394,000円
4 級	副主幹	71人	17.7%	271,600円	382,000円
3 級	主査	103人	25.7%	240,900円	351,000円
2 級	主任主事	56人	14.0%	208,000円	305,200円
1 級	主事	55人	13.7%	162,100円	249,400円

- (注) 1 伊豆の国市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊豆の国市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度予定		令和8年度予定	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

伊豆の国市	静岡県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,428千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,765千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5~20%	(加算措置の状況) 役職加算5~20% 管理職加算20~25%	(加算措置の状況) 役職加算5~20% 管理職加算10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊豆の国市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				

	標準の成績率のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

## (2) 退職手当（6年4月1日現在）

伊豆の国市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（応募認定退職特例措置：2%～45%）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額11,875,034円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

## (3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			—千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			—円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

## (4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

令和6年度は支給実績なし

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	91,019千円
職員1人当たり平均支給額（5年度）	257千円
支給実績（4年度決算）	87,834千円
職員1人当たり平均支給額（4年度）	307千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等6,500円 ・子10,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		29,758千円	234,321円
住居手当	自らが借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・全額支給限度額11,000円 ・1/2加算限度額17,000円 ・最高支給限度額28,000	同じ		17,963千円	272,172円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する（片道2km未満を除く） ・交通機関等利用者の場合実費 ・交通用具使用者の場合通勤距離による 2,000～31,600円	同じ		18,062千円	51,755円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 月額：職務の級、職の区分に応じ定める額	異なる	金額	51,153千円	664,327円
宿日直手当	日直勤務を命じられた職員に支給 ・1回4,400円	同じ		1,029千円	4,596円

## 5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	800,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市区町村長	660,000円	989,000円/587,300円
	教 育 長	600,000円	816,000円/594,000円
報 酬	議 長	363,000円	580,000円/332,000円
	副 議 長	324,000円	510,000円/290,000円
	議 員	300,000円	480,000円/260,000円
期 末 手 当	市区町村長	(5年度支給割合) 期末手当 4.50月分	
	副市区町村長	(5年度支給割合) 期末手当 4.10月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副市区町村長	800,000×在職年数×500/100 16,000,000円	任期ごと
	副市区町村長	660,000×在職年数×300/100 7,920,000円	任期ごと
	教 育 長	600,000×在職年数×220/100 5,280,000円	任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

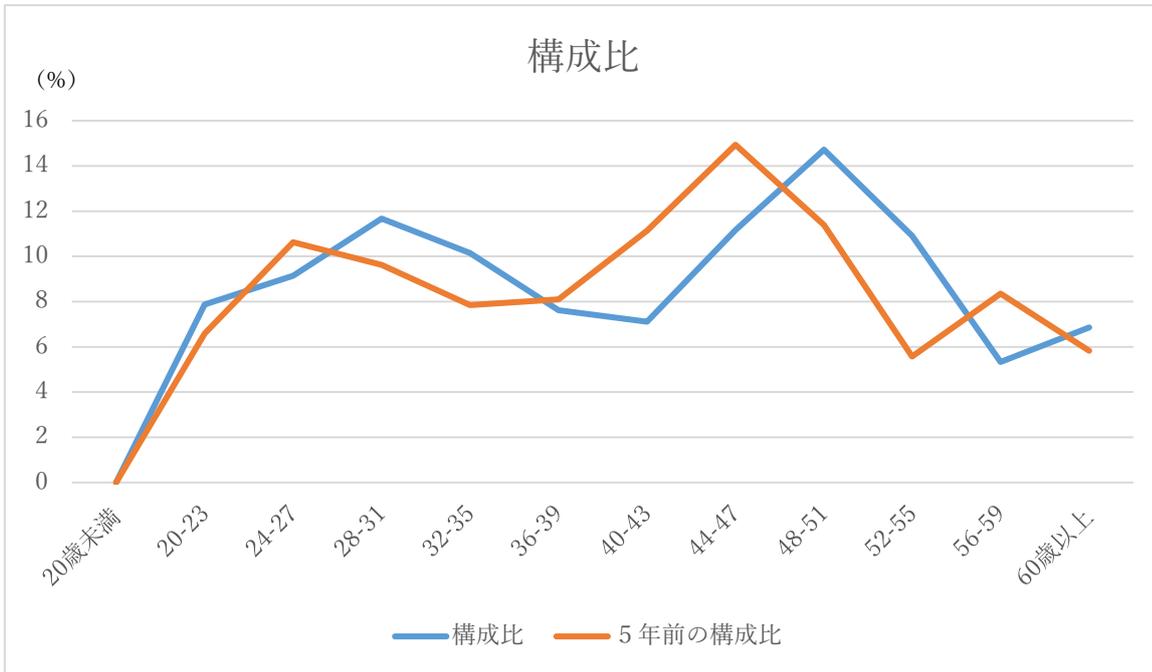
## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 行 計 部 門	一	議会	3	3	0	<参考> 人口1万当たり職員数66.22人 (類似団体の人口1万当たりの職員数52.79人)
		総務・企画	90	92	2	
	般	税務	18	18	0	
		民生	96	98	2	
	会	衛生	37	36	△1	
		農林水産	9	10	1	
	行	商工	17	16	△1	
		土木	25	25	0	
	計	計	295	298	3	
	部	教育部門	72	63	△9	
門	小 計	357	361	4	<参考> 人口1万当たり職員数80.22人 (類似団体の人口1万当たりの職員数70.49人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	水道	9	9		人事異動
		下水道	6	6		
		その他	15	18	3	
	小 計	30	33	3		
合 計		397	394	△3	<参考> 人口1万当たり職員数87.55人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	31人	36人	46人	40人	30人	28人	44人	58人	43人	21人	27人	394人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	295	292	291	284	295	298	3(1.0%)
教育	74	73	69	72	72	63	△9(△17.4%)
普通会計計	369	365	360	356	367	361	△8(△9.6%)
公営企業等会計計	30	30	31	34	30	33	3(10.0%)
総合計	399	395	391	390	397	394	△4(△1.2)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 723,842	千円 5,252	千円 61,077	% 8.4	% 8.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	水道事業 (簡易水道事業含む) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 9	千円 32,708	千円 4,748	千円 13,365	千円 50,821	千円 5,647	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊豆の国市	40.7歳	295,200円	436,131円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

伊豆の国市	水道事業(簡易水道事業含む)市町村平均値
1人当たり平均支給額(5年度) 1,484千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,505千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.95)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 2~20%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(6年4月1日現在)

一般行政門の制度と同じである  
令和5年度は退職者なし

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,053千円
職員1人当たりの平均支給額（5年度決算）	210千円
支給実績（5年度決算）	2,009千円
職員1人当たりの平均支給額（5年度決算）	287 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等6,500円 ・子10,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同		1,372千円	274,400円
住居手当	自らが借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・全額支給限度額11,000円 ・1/2加算限度額17,000円 ・最高支給限度額28,000	同		738千円	246,000円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を	同		332千円	41,550円

	使用することを常 例とする職員に支 給する（片道2km 未満を除く） ・交通機関等利用 者の場合実費 ・交通用具使用者 の場合通勤距離に よる 2,000～31,600円				
管理職手当	管理または監督の 地位にある職員に 対して支給 月額：職務の級、 職の区分に応じ定 める額	異	金額	740千円	740,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,321,115	千円 28,293	千円 44,077	% 3.3	% 3.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	下水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 6	千円 23,580	千円 3,901	千円 10,025	千円 37,506	千円 6,251	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊豆の国市	42.0歳	325,616円	423,800円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊豆の国市	下水道事業（市町村平均値）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,547千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,488千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 2%～20%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

一般行政門の制度と同じである  
 令和5年度は退職者なし

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			－ 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,386千円
職員1人当たりの平均支給額（5年度決算）	99千円
支給実績（5年度決算）	772千円
職員1人当たりの平均支給額（5年度決算）	154千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等6,500円 ・子10,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同		1,098千円	274,500円
住居手当	自らが借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・全額支給限度額11,000円 ・1/2加算限度額17,000円 ・最高支給限度額28,000	同		－千円	－円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する（片道2km未満を除く） ・交通機関等利用	同		148千円	37,200円

	者の場合実費 ・交通用具使用者 の場合通勤距離に よる 2,000～31,600円				
管理職手当	管理または監督の 地位にある職員に 対して支給 月額：職務の級、 職の区分に応じ定 める額	異	金額	740千円	740,000円